

健康 3 - 1

不利益処分の内容	保育所における保育の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市保育所等の入所手続等取扱規則第 3 条各号のいずれかに該当する場合			
</			

健康 3 - 2

不利益処分の内容	保育料の徴収		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 56 条第 2 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則による。			

健康 3 - 3

不利益処分の内容	児童福祉施設（保育所）の設置認可の取消し		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 5 8 条第 1 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 3 5 条第 4 項の規定により設置した児童福祉施設（保育所に限る。）が、児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき。			

健康 3 - 4

不利益処分の内容	家庭的保育事業等の認可の取消し		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 5 8 条第 2 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定により開始した家庭的保育事業等を行う者が、児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき。			

健康 3－5

不利益処分の内容	乳児等通園支援事業の認可の取消し		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 5 8 条第 2 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定により開始した乳児等通園支援事業を行う者が、児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき。			

健康 3－6

不利益処分の内容	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 号）第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。		

健康 3 - 7

不利益処分の内容	幼保連携型認定こども園の設置認可の取消し		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 2 条第 1 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
幼保連携型認定こども園の設置者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）若しくはこの法律に基づく命令若しくは鳥取市認定こども園に関する条例（平成 2 9 年条例第 6 9 号）の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。			

健康 3 - 8

不利益処分の内容	不正利得の徴収（偽りその他不正の手段により支給認定教育・保育に要した費用等の支払を受けた場合）		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第 1 2 条第 2 項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第 2 7 条第 5 項（第 2 8 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 2 9 条第 5 項（第 3 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたとき。			

健康 3－9

不利益処分の内容	特定教育・保育施設の設置者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第39条第4項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第39条第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。			

健康 3－10

不利益処分の内容	特定教育・保育施設の確認の取消し又は効力の停止		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第40条第1項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項各号のいずれかに該当するとき。			

健康 3－1 1

不利益処分の内容	特定地域型保育事業者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第51条第3項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第51条第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。			

健康 3－1 2

不利益処分の内容	特定地域型保育事業者の確認の取消し又は効力の停止		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第52条第1項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第1項各号のいずれかに該当するとき。			

健康 3 - 1 3

不利益処分の内容	特定子ども・子育て支援提供者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第58条の9第5項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の9第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき。			

健康 3 - 1 4

不利益処分の内容	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し又は効力の停止		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第58条の10第1項		
担 当 課	幼児保育課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和7年4月1日		
処 分 基 準			
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の10第1項各号のいずれかに該当するとき。			